

ひとり親家庭 の方のために

ひとり親家庭の方が利用できる各種制度を紹介します。制度によっては所得要件があったり、事前相談が必要なものもあります。まずは、お気軽にご相談ください。

制度	内容	おたずね
母子父子自立支援員による相談	各種制度の情報提供をするとともに、くらし・子育て・就労・養育費取得などさまざまな悩みの相談に応じます。	本庁 子ども政策課 (☎21-6604)
母子父子寡婦福祉資金貸付制度	子どもが修学するための資金や、母または父が技能を習得するための資金など、各種資金の貸付を行います。	
母子家庭等自立支援給付金事業	母または父の就業を促進するため、資格取得のための講座を受講する場合や、養成機関で修業する場合に給付金を支給します。	
日常生活支援事業	一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合、家庭生活支援員を派遣します。	
児童扶養手当	父または母と生計をともにできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために支給します。 ※所得・児童数で手当額が決まります。	本庁 子ども政策課 (☎21-6604) または各支所(※)
福祉医療費助成制度	ひとり親家庭、両親のいない児童のうち、母(父)とその児童(原則18歳未満)の医療費の自己負担額が1割となります。1医療機関1か月あたりの自己負担上限額を超えた部分も助成します。(所得制限があります。)	本庁 福祉推進課 (☎21-6694) または各支所(※)
就学援助制度	経済的理由で小学校・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などを援助します。	本庁 教育政策課 (☎21-6190) または各小中学校

〈※各支所のおたずね先〉

平田支所	市民福祉課	☎63-5567	湖陵支所	市民サービス課	☎43-1215
佐田支所	市民サービス課	☎84-0118	大社支所	市民サービス課	☎53-3116
多伎支所	市民サービス課	☎86-3116	斐川支所	市民福祉課	☎73-9110

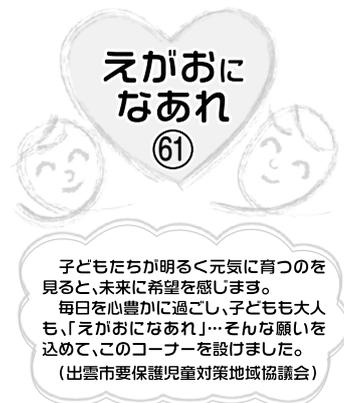
市では、3名の母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の生活全般・就労・貸付などのさまざまな相談を受けています。各種制度の紹介をするだけでなく、親としての悩みや想いを聞き、一緒に悩んだり、ちょっとしたアドバイスをしたりしています。

「公営住宅に入りたい。でも子どもの転校はさせたくない。」
「転職したいけれど、子どもが小さいので夜勤のないところを探したい。」
「子どもを大学に進学させたいが、貸付を受けることができるだろうか?」
「子どものために頑張ってきたのに、最近ケンカばかりでむなし。」

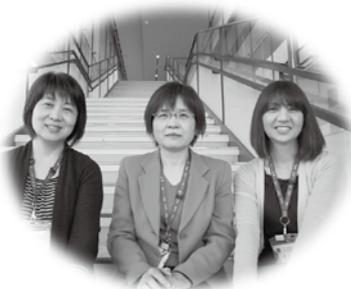
相談される方からは、お子さんのことを第一に考えたいという想いが伝わってきます。

内容に応じて、ハローワークにつ

母子・父子自立支援員を知っていますか



おたずね / 子ども政策課
☎216604



私たち支援員は、本庁1階「子ども政策課」にいます。

☆就労については、市役所本庁でハローワークの巡回相談を毎週火曜日午後(要予約)にしています。詳しくは、子ども政策課におたずねください。

いつでもお待ちしております!

ないだり、保育所の担当に相談したり、無料法律相談に申し込んだり。多くの関係機関とつながり、よりよい支援を一緒に考えています。ひとり親のみなさん、どうか一人で頑張り過ぎないでください。困ったこと、心配なこと、何もなくても支援員に気軽に声をかけてください。

要保護児童対策地域協議会は、子どもが健やかに育つよう社会のさまざまな機関が子育て中の家庭を見守り、必要に応じて支援し、児童虐待等のない社会を目指すために組織したものです。